

委員会提出議案第 1 号

立川市議会委員会条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和2年3月17日

提出者 立川市議会議会運営委員会
委員長 木原 宏

理由

地方自治法(昭和22年法律第67号)第109条第6項本文の規定による。

立川市議会委員会条例の一部を改正する条例

立川市議会委員会条例（昭和31年立川市条例第11号）の一部を次のように改正する。

次の表中、下線が引かれた部分については、改正前を改正後のように改める。

改正後	改正前
<p>(常任委員の所属、常任委員会の名称、委員定数及びその所管)</p> <p>第2条 ……略……</p> <p>2 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、<u>次の各号に定めるとおりとする。</u></p> <p>(1) 総務委員会 7人 総合政策部（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第1条の4に規定する総合教育会議（以下「総合教育会議」という。）に関する事項を除く。）、行政管理部、財務部、市民生活部、公営競技事業部、会計課、選挙管理委員会、監査委員及び固定資産評価審査委員会に関する事項並びに他の常任委員会に属しない事項</p> <p>(2) 厚生産業委員会 7人 産業文化スポーツ部、子ども家庭部、福祉保健部及び農業委員会に関する事項</p> <p>(3)及び(4) ……略……</p> <p>(常任委員の任期)</p> <p>第3条 ……略……</p> <p>2 常任委員の任期は、選任の日から起算する。</p> <p><u>3 第5条第3項の規定により任期満了の前日に後任者が選任されたときは、第1項の規定にかかわらず、前任者の任期は、当該選任をもつ</u></p>	<p>(常任委員の所属、常任委員会の名称、委員定数及びその所管)</p> <p>第2条 ……略……</p> <p>2 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、<u>次のとおりとする。</u></p> <p>(1) 総務委員会 7人 総合政策部（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第1条の4に規定する総合教育会議（以下「総合教育会議」という。）に関する事項を除く。）、行政管理部、財務部、市民生活部、<u>産業文化スポーツ部協働推進課</u>、公営競技事業部、会計課、選挙管理委員会、監査委員及び固定資産評価審査委員会に関する事項並びに他の常任委員会に属しない事項</p> <p>(2) 厚生産業委員会 7人 産業文化スポーツ部の<u>うち前号に掲げる課以外の分課</u>、子ども家庭部、福祉保健部及び農業委員会に関する事項</p> <p>(3)及び(4) ……略……</p> <p>(常任委員の任期)</p> <p>第3条 ……略……</p> <p>2 常任委員の任期は、選任の日から起算する。<u>ただし、任期満了による選任が任期満了の前に行われたときは、前任者の任期満了の日の翌日から起算する。</u></p>

て終了するものとする。

4 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

附 則

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の立川市議会委員会条例第2条第2項各号に定める常任委員会の委員は、その任期が終了するまでの間は、改正後の立川市議会委員会条例第2条第2項各号に定めるそれぞれその同一名称の常任委員会の委員とみなす。
- 3 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の立川市議会委員会条例第2条第2項各号に定める常任委員会に付議されている事件は、改正後の立川市議会委員会条例第2条第2項各号に定めるそれぞれその同一名称の常任委員会に付議された事件とみなす。